

ふくし 9 月号



愛ちゃんと希望くん ©中央共同募金会

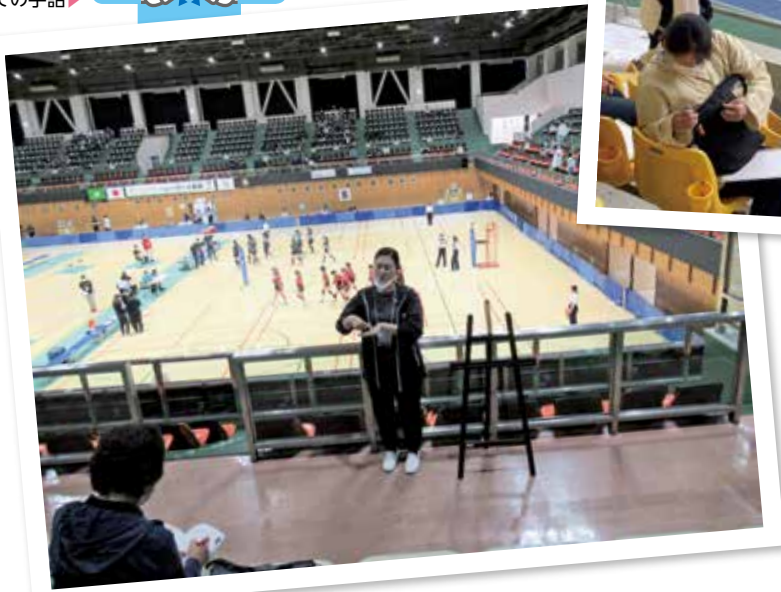
とちぎ September 2022 No. 504

- 発行/社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
〒320-8508 宇都宮市若草1丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ内
TEL 028(622)0524/FAX 028(621)5298
- 編集・デザイン/藤崎印刷株式会社
- 発行日/令和4年9月10日
- ホームページ/<https://www.tochigikenshakyo.jp/>



頑張ってる手話

選手の皆さん
頑張ってる!!



いちご一会とちぎ大会リハーサル大会の様子。本大会は10月29日～31日に開催予定です。

も	特集 「地域で取り組む権利擁護支援」～日常生活自立支援事業の今後の展開について～	2
く	福祉教育推進リーダー養成研修会	6
じ	本庁合同ビル駐車場・栃の実駐車場のお知らせ	6
	「いちご一会広場」とちぎセルフセンター会員事業所が出店	8
	市町社協ボランティア情報	6
	赤い羽根共同募金運動が始まります	7
	ワンポイント手話	8



この広報紙は、赤い羽根共同募金の助成により発行しています。

「ふくしとちぎ」の1面を飾る写真を読者の皆様から募ります。テーマは「福祉」に関するものです。とっておきの1枚をぜひお寄せください。



特集

「地域で取り組む権利擁護支援」

～日常生活自立支援事業の今後の展開について～

令和4年度から市町社協実施方式に完全移行した日常生活自立支援事業（以下、あすてらす事業）。本特集では、令和4年2月の全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会 今後の権利擁護体制のあり方に関する検討委員会でまとめた「日常生活自立支援事業の今後の展開について」の論点の一部に触れながら、本事業を通じて関係機関が適切な役割分担を行い、地域住民の課題に寄り添いつつ支援を続けるケースを紹介します。

●地域で一番身近な支援機関を目指して

あすてらす事業は、平成12年6月の社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの利用の仕組みが措置から契約に変更されたことを受け、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことで、利用者の権利擁護に資することを目的に創設されました。

事業を開始。利用者の増加を受けて平成20年までに13の基幹的社協を設置し、本事業を通じた権利擁護支援を行ってきたところだ。その後、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に向け、権利擁護支援においても、利用者が生活する市町域で相談支援する体制を構築し、利用者一番身近な地域の支援機関が本人に寄り添って支援していくことが求められるようになりました。また、本事業は成年後見制度と

並ぶ権利擁護支援のための重要な受け皿の一つであることから、令和3年度から市町社協実施方式に順次移行し、令和4年度に完全移行となりました。

例えば、契約に至るまでの面接やそれに基づく支援計画の作成、定期的な訪問でのいいねいなコミュニケーションを通じて本人の思いや願いを引き出し、その実現を支援します。

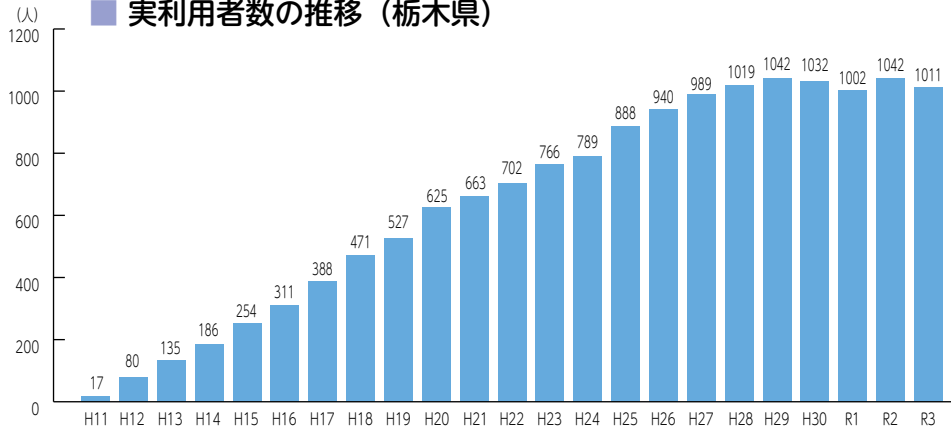
●幅広い支援策で暮らしを守る

あすてらす事業は、福祉サービスの利用援助やこれに伴う日常的な金銭管理を中心としながらも、実際の本事業による支援はかなりの幅広いものとなっています。

ここが本事業の特徴であり、尊厳が保持され、その人らしい地域での暮らしを支えるための意思決定支援を行っています。

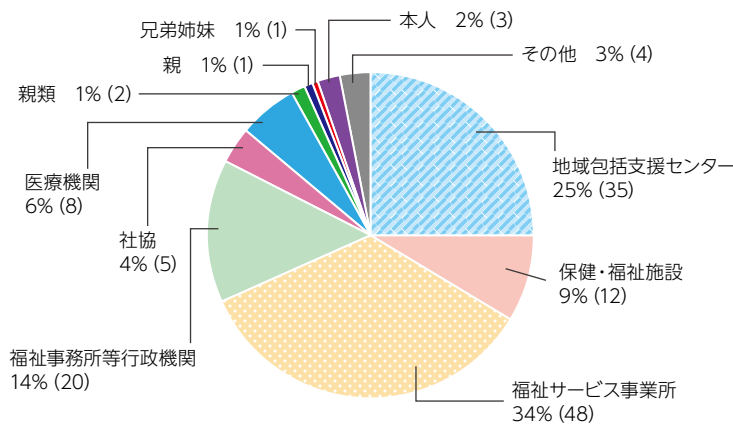
また、利用者と同じ地域に住む住民が生活支援員を担うことにより、利用者にとっていねいに寄り添いながら、利用者本人と地域社会

■ 実利用者数の推移（栃木県）



のつながりづくりを図るとともに、権利擁護支援への住民の理解と参加を広げることにもつながっています。

■ 令和3年度相談経路（栃木県）



● 権利擁護支援の重要な受け皿として

時に、あすてらす利用者の中には、相談が社協につながった時点で、公共料金や家賃の滞納により電気やガス等が止められたり、生活の場の確保が難しい状況にあり、医療費等の不払いにより必

要な医療サービスが受けられない、家族や身近な人から金銭搾取を受けているなど、さまざまな課題を抱えている例が少なくありません。

あすてらすはこのような複合的な課題を抱える事例においても、関係機関と連携し、権利侵害の回復や福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理を通じて利用者への生活課題の解決に向けた支援を行っています。

一方で、本人の複合的な生活課題を解決するための取り組みの中で、福祉事務所のケースワーカーやケアマネジャーなど関係機関との連携において、あすてらす事業が単なる「金銭管理」を行う事業と理解されていたり、生活費の使いつぎ防止や福祉・医療サービスを受ける条件のように利用されている例もみられます。

先に触れたように、あすてらす事業は地域の権利擁護支援のための重要な受け皿であることから、本事業の目的や援助内容につ



▲ 今年5月31日に開催された「生活支援員研修 基本課程」の様子

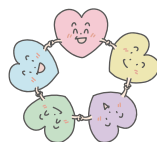


いて地域の支援機関や行政の理解を深め、それぞれの地域で社協や行政、福祉相談支援機関や福祉サービス事業所などの適切な役割分担を図り、相互に協力して複合的な課題を抱える本人を支える体制をつくっていくことが求められています。

あすてらす事業のケース事例

芳賀町社会福祉協議会

顔が見える関係性を強みに 利用者の暮らしを 豊かにする支援を



●あすてらすの利用前

大木 令和3年3月ごろ、芳賀町地域包括支援センターから本ケースについてケアマネジャーを探しているとの連絡があり、Aさんの支援を始めました。まずは介護保険の利用の手続きを支援しましたが、収支がはつきりせず、週1回通所介護の導入がやっとでした。

その後、外出先で転倒して入院した際、検査で別の病気が見つかった。



▲大木百合香さん
JAはが野 主任介護支援専門員（ケアマネジャー）

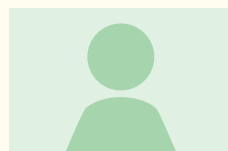
り、今後医療費がかかることが想定されました。

Aさんに話を聞くと、お金の管理ができないことは薄々自覚していたようです。以前に地域包括支援センターからあすてらすの説明を受けたことがあったと言います。私が「自分一人でお金の管理が難しいようであれば、あすてらすを利用してはどうですか?」と問いかけたところ、Aさんはサポートを希望しました。

関 令和3年9月にケアマネジャーの大木さんからの連絡を受け、あすてらすの専門員と地域包括支援センターでAさんを訪問し、あすてらすの説明や生活の状況を伺いました。

その際、暮らしぶりについて聞

利用者のフェイスシート



- 氏名等 / Aさん(男性)、70歳代
- 家族構成 / 独居(独身)
- 主な収入源 / 厚生年金
- 生活課題 / 年金が支給されるとほぼ全額払戻し、1カ月を待たずに使ってしまうため、介護サービス利用料の引き落としができない。持ち家の手入れができず、給湯設備の修繕費が捻出できないため入浴ができない。腰痛により杖歩行で、跛行があり、近年入退院を繰り返している。入院費が払えず親族から借り入れし、返済していない。

くと、車のメンテナンス代、友人から借りた医療費の返済、税金の滞納などがあり、これらを支払うと手元に残る生活費はほとんどなく、当時利用していた介護サービスの利用料も引き落とせない状況でした。もし、水道光熱費の未払いでライフラインが止まってしまふと暮らしが成り立たなくなってしまうことから、介護サービスの利用やライフラインの維持、今後の医療費の備えなど生活基盤全体を整える支援が必要だと感じました。

契約手続きを進めていたところ、再度腰痛の悪化で緊急入院しました。困ったことに本人の貯金はほぼゼロで入院費用が支払えません。退院を前に急遽、本人、担

当看護師、ケアマネジャー、地域包括支援センターとあすてらす専門員でカンファレンスを実施し、福祉サービスの利用とあすてらす申請の意思を改めて確認しました。

小林 過去に親族との間で入院費用のトラブルがあり、今回の入院についても、保証人や入院費の支払いについて親族による積極的な関わりは難しいと思っていました。甥に相談したところ、甥から



▲小林由美子さん
芳賀町健康福祉課 地域包括支援センター（社会福祉士）



▲ 関 久美子さん
芳賀町社会福祉協議会 社会福祉士
あすてらす専門員

「今回は役場の方がいろいろ面倒みてくれたのでかえって申し訳なく思っていた。協力する」と言われ、入院時の保証人と退院時の一時金を支払ってくれました。また、甥の働きかけで他の親族と連絡をとることもできました。

関 退院後、あすてらすの利用契約に際してAさんは、通帳等の返還先に甥を指名しました。甥に連絡すると迷惑そうでしたが、これまでの私たちの支援に対して感謝の意を示し、「本人は独り者なので、葬式は自分たちがするようだと考えている」と言い、通帳等の受け取りを了承してくれました。

●あすてらすの利用後

関 これまでAさんと親族は関

係が希薄でしたが、地域包括支援センターの介入によって親族関係が改善方向に動いたことは確かです。入院時の保証など関係機関ではできない役割を協力してもらえるのは、支援する側にとっても大きな収穫でした。

契約後、まずは滞納分も含めた毎月の支払額を本人と確認し、今後の支払いについては銀行口座からの自動振替にすることにしました。以後、月2回の定期訪問と、電話での問い合わせや相談に専門員または生活支援員が対応しています。

伊藤 あすてらすの介入により生活費が把握でき、お金の流れはつきりしました。まずは滞納していた水道光熱費や入院費用の残金を完済し、介護サービスの利用料や水道光熱費を自動振替にすることで滞納がなくなり無駄な出費がなくなりました。介護サービスも今では、週2回の通所介護に加え、週3回の訪問介護、月1回の通院介助、配食サービスを利



▲ 伊藤和昭さん
芳賀町社会福祉協議会 あすてらす生活支援員

用しています。預貯金残高は多くはありませんが、年金の範囲内で本人が希望する在宅での生活ができるようになってきています。

●今後の支援について

小林 Aさんのケースではケアマネジャー、地域包括支援センター、あすてらすの三者がそれぞれの強みを活かしつつ、効果的な連携と支援ができました。

地域包括支援センターとしては、ケアマネジャーが個別のケースに注力できるよう後方支援として、親族の調整を心がけました。ケアマネジャーさんも含めて常日頃から顔が見える関係があったからこそ、親族間の複雑な問題をその都度クリアしつつ適切なサービス

スにつなげることができたと思っています。

また、昨年度からあすてらすが市町社協実施方式に移行したことで手続き等がスピードアップしました。町内の関係機関とより連携しやすくなったことで、いわゆるワンストップ対応ができるようになりました。

関 Aさんは現在あすてらすで支援できていますが、今後さらに医療費が必要になったり、または判断能力が低下し、施設への入所や成年後見制度の利用も検討する必要があるかもしれません。

町内に目を向けても、地域住民の高齢化は進行し、住民同士のつながりが希薄になっていきます。今後ますます権利擁護支援の必要性が高まることは確かです。関係機関のさらなる連携強化が望まれます。それぞれの専門職同士がチームワークを発揮し、利用者の方々の暮らしを豊かにする支援ができれば本望です。

令和4年度 福祉教育推進リーダー養成研修会

● 福祉教育って何だろう？

そもそも福祉教育とはどのような取組か。福祉教育のねらいとするところを理解し、すべての人が地域で自分らしく暮らせる社会を目指して、みんなで取り組めることを考えてみよう。

【講師】 四天王寺大学 教育学部教育学科
准教授 吉田 祐一郎先生

● 研修日程・会場・プログラム

【日 時】 令和4年10月7日(金) 9:50~16:00
【会 場】 とちぎ福祉プラザ 2階 第2研修室
9:30 受付開始 9:50 挨拶・オリエンテーション
10:00~12:00 講義「福祉教育総論~福祉教育推進のねらい他」
13:00~14:00 事例報告「栃木市社協・芳賀町社協」
14:00~15:30 演習「福祉教育プログラム作成」
15:30~16:00 全体共有・リフレクション

【参加申込】 (グループフォーム) URL <https://forms.gle/PVGrm1yVNTbBoo3F7>
【問い合わせ先】 地域福祉部 地域福祉・ボランティア課 tel 028-622-0525



9/20
メット

◆ 市町社協ボランティア情報

佐野市社会福祉協議会 佐野市災害ボランティアネットワーク 佐野市災害ボランティア連絡会議

記憶に新しい令和元年東日本台風(以下、台風19号)により、佐野市は河川氾濫や土砂災害など甚大な被害を受けました。

佐野市社協は市と協議し災害ボランティアセンターを開設。関係機関・団体等と連携して被災者支援活動にあたりました。

初めての災害ボランティアセンターの運営は困難を極め、今振り返ってみると問題点や反省点が多かったといえます。そこで、コロナ禍も落ち着いた今年5月、災害ボランティアセンター運営に携わった関係機関・団体、ボランティア等と「令和元年佐野市災害ボランティアセンター振り返り会議」を開催しました。同会議では活発な意見が交わされ、翌月には関係機関・団体、ボランティア等と共通理解を図り、平時における相互の情報交換・共有、各団体同士のネットワークづくりを目的に第1回目の「佐野市災害ボランティア連絡会議」が開催されました。



▲佐野市災害ボランティア連絡会議

同連絡会議の出席者は、台風19号の災害ボランティア活動後に立ち上がったボランティア団体、地元高校生の災害ボランティアなど、災害からの復旧・復興を自分事と捉え、自主的に活動する団体の存在が目立ちました。今後、同連絡会議を定期開催する中で、各団体の特徴や強み、得意分野を明確にしながら、災害ボランティアセンター運営時の役割分担や適材適所に配置する方法などを検討し、組織体制の強化を図る予定です。

同時に、災害発生時のボランティア活動や災害支援が円滑に進むよう、各団体同士の「顔の見える関係性」を重視。地元の人パワーでできることを積極的に動ける地域協働型のネットワークづくりを目指しています。

駐車場ご利用による収益金は「福祉事業」に役立てています

本町合同ビル駐車場 栃の実駐車場

全時間帯 30分/100円

7:00~19:00
19:00~7:00
各時間帯ごとに最大料金
800円

私たち
栃木県社協が
運営しています!



赤い羽根共同募金

10月1日から
はじまります!



♪ 困ったときは、おたがいさま



♪ 支え合う人たちがいる

ひとりひとりの小さなお金。
そのお金に「誰かの助けになりたい」という
気持ちがこもって十人、百人、千人と
集まれば、大きな力に変わります。
赤い羽根は、小さなことをしています。
小さな活動をたくさん、何十年と続けています。
つまり、赤い羽根は、
大きなことをしています。

令和4年度
募金目標額

288,699,000円

●お問い合わせ

社会福祉法人 栃木県共同募金会

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
TEL: 028-622-6694 FAX: 028-625-9643

令和4年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!

◆加入対象は、社協の会員である
社会福祉法人等が運営する社会
福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

新型コロナウイルスを含む特定感染症に新たな補償が追加されました!

NEW 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償



●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護士賠償責任保険、雇用債権賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定旅行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



いちご一会とちぎ国体 いちご一会とちぎ大会



「いちご一会広場」にとちぎセルフセンター会員事業所が出店します！

国体・障スポ開催期間中、メイン会場の栃木県総合運動公園中央広場に開設されるおもてなし広場「いちご一会広場」に、障害者就労支援事業所が日替わりで出店します。国体・障スポとちまるくんグッズや県産素材を使ったパンや菓子・雑貨など、栃木県の魅力が詰まった製品を販売しますので、ぜひお越しください（詳しくは「とちぎセルフセンター」で検索ください）。



会場となる中央広場

出店事業所

泉が丘ふれあいプラザ・イチゴノキ・いぶき・桜花・コミュニティーカフェよこまち・桜ふれあいの郷
しあわせスイーツだんだん・就労支援Will・多機能型事業所はーと・たてがみ・特定非営利活動法人ひまわり
ハート二宮・パステル・hikari no café蜂巢小珈琲店・ひびき・みゆきの杜・ゆーあい工房・夢の森・わらくや



【お問い合わせ】 とちぎセルフセンター 〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 028-622-0433

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会で「情報支援スタッフ」が活動します！

いよいよ今年の10月に、本県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会（愛称：「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」）が開催されます。

両大会では、聴覚障害のある選手・観客の方々に対して、手話や筆談等でコミュニケーションを行うボランティア「情報支援スタッフ」が活動します。

とちぎ国体・とちぎ大会を観覧される際には、ぜひ情報支援スタッフへの応援もよろしくお願いいたします。

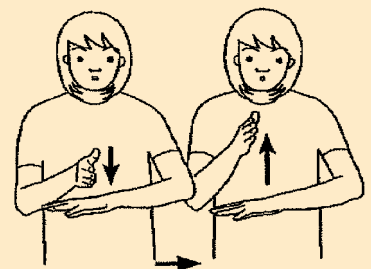
ワンポイント

手話



いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会に向け、手話を1つずつ紹介しています。皆さんも手話を覚えて、ぜひ一緒にコミュニケーションを試みましょう！

最後の7回目は「ありがとう」です。左手甲に右手の小指側を直角にあててはね上げます。このコーナーにお付き合いいただき、ありがとうございました。



（一社）栃木県聴覚障害者協会「とちぎ手話辞典」引用